

地域子ども・子育て支援事業(13事業)

子ども・子育て支援法による事業名	事業概要	実施状況	交野市次世代育成支援行動計画における事業名	担当課
①利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業	新規		
②時間外保育事業	就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長などに対応して、通常保育の時間を延長して保育を行う事業。	○	延長保育事業	こども園課
③放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家にいない家庭の小学生に対し、授業終了後に生活や遊びなどの場を提供し、児童の健全な育成を図る事業。	○	放課後児童会	青少年育成課
④子育て短期支援事業	児童の保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合又は経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に一定期間、養育及び保護を行う事業	○	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業) (夜間養護等事業)	子育て支援課
⑤乳児家庭全戸訪問事業	保健師または助産師が、4か月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態の把握をし、適切な指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消し孤立化を防ぐことを目的としている事業	○	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	健康増進課
⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	乳幼児の養育について支援が必要でありながら、自ら積極的に支援を求めることが困難な状況にある家庭(要支援児童、要保護児童等)に対し、訪問による支援事業。 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るための取り組みに対する支援を実施	○	養育支援訪問事業 要保護児童対策地域協議会	子育て支援課
⑦地域子育て支援拠点事業	子育て親子の相互の交流を促進するなど、子育て支援機能の充実を図る事業 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施、 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	○	交野市地域子育て支援センター 星田地域子育て支援センター ぼらりすひろば つどいの広場	子育て支援課
⑧一時預かり事業	保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害などにより、あるいは育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担などを軽減するため、保育所などにおいて乳幼児を一時的に預かる事業。	○	一時預かり事業	こども園課
⑨病児保育事業	児童が病気の「回復期にいたらない場合」に保育所や病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業。 児童が病気の「回復期」であり集団保育が困難な場合に保育所や病院などに付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業。	×	病児保育	子育て支援課
⑩子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい者(提供会員)と、援助を受けたい者(依頼会員)との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業(概ね生後3か月から小学生が対象)	○	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
⑪妊婦健診	妊婦に対し、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を交付する。	○	妊婦健康診査 妊産婦訪問指導	健康増進課
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業(国において検討中)	新規		
⑬多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業(国において検討中)	新規		